

障害者政策における当事者参画進展の条件

——日本・韓国・ベトナムを事例として——

金沢大学 高橋涼子

1 目的

障害者政策の政策形成プロセスへの当事者参画は世界的潮流であり、各国で多くの障害のある当事者団体（DPO）が活動するとともに、国や地域をまたぐ DPO の交流とネットワーキングが盛んに行われている。この報告の目的は、アジア各国の DPO の活動と交流の歴史と現状をふまえて、アドボカシー活動の進展をもたらす条件を比較検討することである。

2 方法

報告者はこれまで欧米各国および日本、韓国の障害者政策と DPO のアドボカシー活動の関連を分析してきた。この分析資料をベースに本報告では、急速な経済発展下、社会福祉諸制度を整え、2015 年 2 月に国連障害者権利条約（CRPD）を批准したベトナムについて、障害者政策や DPO に関する先行研究に、ハノイにて 2017 年 3 月に行った DPO、その他の民間福祉団体、政府関係者などへのインタビュー調査と資料収集の結果を加えて、社会体制の違い、先進国 DPO との関係や支援を整理した上で、DPO のアドボカシー活動進展の条件を抽出し上記各国と比較検討する。

3 結果

ベトナムでは社会主義体制下で当事者団体や NGO の結成には制限があるが、CRPD の署名や批准といった機会をとらえ、近年、DPO のアドボカシー活動の伸長は著しい。また海外の NGO からの支援や交流も活発である。海外 NGO との交流は、ベトナム政府が 2001 年に設立した海外 NGO 事業委員会が仲介・管轄し、その常任機関であるベトナム友好協会連盟（VUFO）には 1990 年代から活動している VUFO-NGO リソースセンターがある。センターの分野別の 10 余りの部会の 1 つに障害部会があり、ベトナム国内の DPO と海外の DPO や NGO のネットワークの一端を担ってきた。また CRPD の批准による国内制度整備の一環として、各省庁大臣や DPO、その他関連機関の代表から成る政府内の委員会 National Committee for Persons with Disabilities が 2015 年に設置されるなど、政策推進の体制が強化されている。

4 結論

欧米各国では DPO のアドボカシー活動を政策形成に組み込み発展させてきた。一方、韓国では 2000 年代以降、課題ごとに DPO が連帯を形成することで法整備を促進して CRPD を比較的早期に批准し、日本では長い障害当事者運動の蓄積を経て、2009 年の政権交代を機に障がい者制度改革推進会議の設立によって DPO が政策参画へのフォーマルな基盤を確立し、CRPD の批准に向けた国内法制度改正の方向性を提示した。アドボカシー活動の成否には政治状況に合せた戦略や国内外のネットワーキングがより重要になっている。ベトナムの事例からはさらに、政治体制と開発援助の枠組みをふまえた国内 DPO と海外 DPO や NGO それぞれの連携戦略が必要になる。

文献

Ryoko TAKAHASHI, Comparative Study on Successful Advocacy Work to Develop the Participation of Disabled People. *Bulletin of the Faculty of Human Sciences, Kanazawa University*. vol.8・9, pp.30-43)

※本報告は平成 26～29 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「福祉 NPO のアドボカシー機能の検証と課題に関する比較研究」（課題番号 26380675、研究代表者＝高橋涼子）の成果の一部である。